

タイに入国する者に対する COVID-19 感染症防止措置

2020年6月30日付 NO.7/2563 新型コロナウイルス (COVID-19) 問題解決センター (CCSA) 令附属資料

タイに入国する乗客・ 渡航者	タイ入国前の措置	タイ到着時・滞在中の措置	タイ出国前の措置
<p>1. <u>タイ入国</u></p> <p>(1) タイ国籍を有する者</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to Travel Health Certificate) - 渡航者自身と他の渡航者の安全のため、任意で渡航前 72 時間以内に RT-PCR 検査で発行された新型コロナ非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) <p>3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p> <p>3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する。</p> <p>4) 14 日間以上検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設はタイ当局が設定した基準・方針に沿ったもの。</p> <p>5) 隔離期間中に RT-PCR 検査を 2 回行う。1 回目は 3 - 5 日目、2 回目は 11 - 13 日目とする。</p>	
<p>(2) 規制より免除された者、また首相あるいは緊急事態解決責任者の長が必要に応じて入国できる者として定め、許可し、もしくは招待した者。この場合、条件及び期限を定めることができる。</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to Travel Health Certificate) - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナ非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) <p>3) 滞在中に明確かつ追跡できる移動計画を用意する</p> <p>4) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p> <p>3) 出入国審査場もしくは宿泊先にて RT-PCR 検査を行う</p> <p>4) 医療・衛生担当随行者が同行し決められた移動計画に沿って監視を受ける。なお、行政が指定した基準・方針に沿って行い、滞在中は常に行政職員 (Liaison Officer) 及び警護員が同行する。</p> <p>5) 事前に用意された車両で決められた移動計画のみ移動する</p>	<p>- 渡航先国が要求した場合、RT-PCR 検査を自費で実施すること。</p>
<p>(3) タイ国における任務を行う外交団、領事団、国際機関、また外国の政府あるいは政府</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to 	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p>	<p>- 渡航先国が要求した場合、RT-PCR 検査を自費で実施するこ</p>

<p>関連機関の代表、ならびにタイ外務省が必要に応じて許可されたその他の国際機関に属する者、またその配偶者、親あるいは子供</p>	<p>Travel Health Certificate) - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナウイルス非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) - 所属機関が発行した滞在期間中の治療費責任保証書、あるいは新型コロナウイルスを含む疾病治療費責任能力を保証する書類 3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>3) 出入国審査場にて RT-PCR 検査を行う 4) 所属機関の管理の下で宿泊先にて 14 日間以上隔離を行う。</p>	<p>と。</p>
<p>(4) 必要な貨物を運送する者。ただし、業務完了後は直ちに出国しなければならない</p>	<p>1) 入国に必要な書類を用意する。すなわち、明確な車両の駐車位置・貨物運送地、出入国の時間、貨物の量、発送国及びタイの運送業者の氏名、連絡先を明記する貨物運送証明書</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening) 2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する 3) 指定された場所のみで駐車・貨物運送を行う。 4) 仏歴 2548 年非常事態における統治に関する勅令第 9 条に基づく決定事項 (第 1 号) の感染症防止措置第 11 項に従って行動する 5) 運送業務完了後は直ちに出国する。出入国検査場を出て運送目的地まで 7 時間以内とする。やむを得ず不可能な場合は、担当職員もしくは検疫官が場合により検討する。</p>	
<p>(5) 業務に伴って入国する出国期日が明確に定まった乗物を乗務する者及びその従事者</p>	<p>1) タイ入国時に必要な書類 - 乗物を操縦・運転する者あるいはその担当乗務である証明書で、出入国の日時・業務に伴う必要性を明記する物。 - 滞在期間中の 10 万ドル以上の新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保、もしくはその他の保証 2) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening) 2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する 3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する。 4) 滞在中検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設は行政が設定した基準・方針に沿ったもの。</p>	
<p>(6) タイ国籍を有する者の配偶者、親あるいは子供であるタイ国籍を有しない者</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける 2) タイ入国時に必要な書類 - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening) 2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p>	

<p>(7) タイ国在留証明書あるいは在留許可を持っているタイ国籍を有しない者</p> <p>(8) 法律に基づいてタイ国における労働許可証あるいは労働許可を持っているタイ国籍を有しない者、またその配偶者及び子供</p>	<p>Travel Health Certificate)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナ非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) - 滞在期間中の 10 万ドル以上の新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保、もしくはその他の保証 - 渡航者が隔離を行う施設がタイ当局指定の隔離施設である証明書 <p>3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する</p> <p>4) 14 日間以上検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設はタイ当局が指定した規定・方針に沿ったもの。</p> <p>5) 隔離期間中に RT-PCR 検査を 2 回行うこと。1 回目は 3 - 5 日目、2 回目は 11 - 13 日目とする。</p>	
<p>(9) タイ国籍を有しない者で、タイ政府認定の教育機関に在学している生徒あるいは学生、及びその親もしくは保護者。ただし、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な私立教育機関の学生を除く。</p> <p>(9.1) 国際課程学校 (インターナショナルスクール) に関する法律に基づく教育機関の生徒、または学生、もしくは大学の国際課程に在学している学生、及びその親もしくは保護者。</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to Travel Health Certificate) - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナ非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) - 滞在期間中の 10 万ドル以上の新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保、もしくはその他の保証 - 渡航者が隔離を行う施設がタイ当局指定の隔離施設である証明書 <p>3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p> <p>3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する</p> <p>4) 14 日間以上検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設はタイ当局が設定した基準・方針に沿ったもの。</p> <p>5) 隔離期間中に RT-PCR 検査を 2 回行う。1 回目は 3 - 5 日目、2 回目は 11 - 13 日目とする。</p>	<p>- 渡航先国が要求した場合、RT-PCR 検査を自費で実施すること。</p>
<p>(9) タイ国籍を有しない者で、タイ政府認定の教育機関に在学している生徒あるいは学生、及びその親もしくは</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基礎教育委員会事務局、もしくはその生徒あるいは学生が在学しているそれ以外の行政機関発行の滞在期間中の新型コロナ感染症を含む医療費及びその他の費用の責任能力を保証す 	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p> <p>3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指</p>	

<p>は保護者。ただし、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な私立教育機関の学生を除く。 (9.2)基礎教育委員会事務局、もしくはそれ以外の行政機関の所管の学校や教育機関の生徒あるいは学生。ただし、これらの親もしくは保護者を含まない。</p>	<p>る書類 - 渡航者が隔離を行う施設がタイ当局指定の隔離施設である証明書 3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う(Exit screening)</p>	<p>定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する 4) 14日間以上検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設はタイ当局が設定した基準・方針に沿ったもの。 5) 検疫官の指定通り RT-PCR 検査を行う。</p>	
<p>(9) タイ国籍を有しない者で、タイ政府認定の教育機関に在学している生徒あるいは学生、及びその親もしくは保護者。ただし、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な私立学校や教育機関の学生を除く。 (9.3) 国境警備警察学校や同様な任務を担う他の機関の学校の生徒。但し、これらの親と保護者を含まない。</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける 2) タイ入国時に必要な書類 - 生徒が在学している学校あるいは教育機関、もしくはこれらの所管の行政機関発行の滞在期間中の新型コロナウイルスを含む医療費及びその他の費用の責任能力を保証する書類 - 渡航者が隔離を行う施設がタイ当局指定の隔離施設である証明書 3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う(Exit screening)</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う(Entry screening) 2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する 3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する 4) 14 日間以上検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設、隔離方法はタイ当局が設定した基準・方針に沿ったもの。場合により、検疫官の判断で RT-PCR 検査を行うことがある。</p>	
<p>(10) タイで治療を受ける必要があるタイ国籍を有しない者及びその者の同行者。ただし、新型コロナウイルス感染症治療目的ではな</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける 2) タイ入国時に必要な書類 - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to Travel Health Certificate) もしくは患者の搬送状況次第 - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コ</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う(Entry screening) 2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する 3) 移動は医療機関の車両に限る。 4) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指</p>	<p>- 渡航先国が要求した場合、RT-PCR 検査を自費で実施すること。</p>

<p>い。空路でタイ入国する者に限り、同行者は3人以下、タイ国内で14日間以上滞在し、同医療機関で隔離措置を取ること。</p>	<p>ロナ非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 滞在期間中の医療費その他の費用の責任能力を保証する書類 - 滞在期間中の 10 万ドル以上の新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保、もしくはその他の保証 - 渡航者が隔離を行う施設がタイ当局指定の隔離施設である証明書 - 出発国の医療機関発行のタイ国で治療を受ける必要性を明記した証明書 - タイ国内の受け入れ医療機関発行の渡航者を治療のために受け入れ、入国後 14 日間以上隔離施設として提供する証明書 <p>3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う(Exit screening)</p>	<p>定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する</p> <p>5) 隔離期間中に RT-PCR 検査を 3 回行う。1 回目は医療機関に到着した時、2 回目は 5-7 日目、3 回目は 13-14 日目とする。</p> <p>6) 治療期間が 14 日間未満の場合は、14 日間の隔離措置を受ける。</p>	
<p>(11)特別合意(special arrangement)によって入国するタイ国籍を有しない者 (11.1) <u>長期滞在</u> 特別合意のある国からの入国対象者の人数制限を設けるタイ外務省が COVID-19 問題解決センター (CCSA) に提案し、決定する。</p>	<p>1) 感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to Travel Health Certificate) - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナウイルス非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) - 滞在期間中の 10 万ドル以上の新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保、もしくはその他の保証 - 渡航者が隔離を行う施設がタイ当局指定の隔離施設である証明書 <p>3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う(Exit screening)</p>	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p> <p>3) 隔離期間中の症状の警戒・観察のため、タイ当局が指定した追跡システムやアプリケーションをインストールし使用する</p> <p>4) 14 日間以上検疫官が指定した施設で隔離し、指示に従う。なお、渡航者が隔離する施設はタイ当局が設定した基準・方針に沿ったもの。</p> <p>5) 隔離期間中に RT-PCR 検査を 2 回行う。1 回目は 3 - 5 日目、2 回目は 11 - 13 日目とする。</p>	<p>- 渡航先国が要求した場合、RT-PCR 検査を自費で実施すること。</p>
<p>(11) 特別合意(special arrangement)によって入国するタイ国籍を有しない者 (11.2) <u>短期滞在</u></p>	<p>1) 出国前 14 日間、出発国・地域先より出国しないこと、及び感染リスクのある所・大衆の場を 14 日間以上避ける</p> <p>2) タイ入国時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) - 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate/ Fit to 	<p>1) 入国前に出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Entry screening)</p> <p>2) 出入国審査場にて担当職員もしくは検疫官に書類を提出する</p> <p>3) 出入国審査場で RT-PCR 検査を実施する。渡航計画に</p>	<p>- 渡航先国が要求した場合、RT-PCR 検査を自費で実施すること。</p>

<p>特別合意のある国からの入国対象者の人数制限を設けるタイ外務省が COVID-19 問題解決センター (CCSA) に提案し、決定する。</p>	<p>Travel Health Certificate) - 渡航前 72 時間以内に発行された RT-PCR 検査による新型コロナウイルス非感染証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) - 滞在期間中の 10 万ドル以上の新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保、もしくはその他の保証 - 宿泊先もしくは特定できる居場所及び明確で追跡できる渡航計画 3) 出国前に出発国の出入国審査場で検温と呼吸器症状検査を行う (Exit screening)</p>	<p>従った宿泊先に移動し、RT-PCR 検査の結果が判明するまで宿泊先から出ないこと。 4) 渡航計画に沿って医療や保健担当官による症状の監視を受けること。なお、滞在期間中は行政が設定した基準・方針に従い、渡航者はその費用を負担すること。 5) 渡航計画に沿って事前に手配した車両でのみ移動すること。公共交通機関の利用、及び公共场所への立ち入りは禁止。</p>	
--	---	---	--

脚注：

1. 保険事業委員会が認定したタイ国内登録企業による保険を付保するよう推薦すること。
2. 例外対象者または (2) の者に関し、首相または非常事態の解決の最高責任者は、本表に定めている範囲外に適切な措置を定めることが出来る。
3. 渡航者の隔離措置：

検疫官が検査をし、渡航者が呼吸器症状や発熱がある場合、もしくは RT-PCR 法によって陽性と確認された場合、あるいは渡航者が隔離措置もしくは観察措置期間中に呼吸器症状や発熱がある場合、渡航者をタイ当局が指定した医療機関に移送する。
4. タイ入国の実施管理機関：
 - 4.1 タイ入国前の措置 (外務省、内務省、運輸省、タイ民間航空局)
 - 4.2 出入国審査場に到着時の措置 (入国管理局、疾病管理局、運輸省、国防省)
5. タイ滞在中の措置に基づく実施管理機関：
 - 5.1 隔離施設への渡航者の移送 (運輸省、内務省、国防省、保健省)
 - 5.2 隔離施設での管理監督 (保健省、国防省、内務省)